

狭山池博物館

展示期間

二〇一九年二月六日(水)

～三月三日(日)

第12回

書き初め展

作品募集 一月五日～十三日

四年

前川

咲彩

堤

第11回館長賞

参考課題

小・中学生	下記を参考に狭山池や狭山池博物館をイメージしたもの
小学1年生以下	・かわ ・つち ・いけ ・いね
小学2年生	・川 ・水 ・土 ・雨
小学3年生	・池 ・土手 ・桜 ・谷
小学4年生	・堤 ・行基 ・水の利用 ・池守
小学5年生	・重源 ・治水ダム 狭山池 ・開発
小学6年生	・船大工 ・土木技術 ・取水塔 ・西除川 ・東除川
中学1～3年生	・敷葉工法 ・土木遺産 ・世界遺産 ・木製梓工 ・尺八桶
高校生・一般	課題 狭山池や狭山池博物館をイメージしたもの

小・中学生・高校生・一般
の全応募作品を展示します
ふるってご応募ください

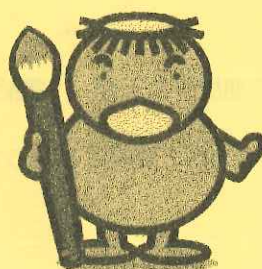
表彰式 : 2月11日(月・祝)予定
当博物館ホールにて

後援 : 大阪狭山書道協会



狭山池博物館

- ◎所在地 〒589-0007 大阪狭山市池尻中2丁目
- ◎TEL072-367-8891 ◎FAX072-367-8892
- ◎http://www.sayamaikehaku.osakasayama.osaka.jp
- ◎月曜休館(月曜が、祝休日の場合、翌日が休館)
- ◎入館無料



「狭山池博物館第12回書き初め展」実施要項

1. 目的

「書き初め展」を実施することにより、こどもたちやできるだけ多くの人に、狭山池ダムや狭山池博物館、広くは治水・灌漑に関心を持って頂く。

2. 後援

大阪狭山書道協会

3. 協賛

株式会社あかしや、株式会社一休園、株式会社呉竹、株式会社天義堂、株式会社墨運堂

4. 対象

中学生以下の子どもの部、高校生・一般の部

5. 募集期間

平成31年1月5日(土)～1月13日(日)

6. 募集方法

作品の応募は、一人一作品とする。毛筆に限る。

＜団体応募＞学校及び書道教室等からの団体応募は、各学年20枚までとする。

応募一覧表を※電子データにて提出。(HPに雛型あり。(エクセルデータ)博物館へデータ送付・郵送または持参(学校名、学年、名前、フリガナ、住所、電話番号を書いたメモを添える)。

また、郵送の場合封書の表に「作品〇点、在中」と朱書きして下さい。

※DVDやUSBなどの記録媒体で、応募者一覧表電子データを博物館へ持参または、郵送して下さい。

(作品返却時にそのデータ記録媒体をお返しします。)

メールで送付の場合【宛先】

oubo@sayamaikehaku.osakasayama.osaka.jp

7. 展示期間

平成31年2月6日(水)～3月3日(日)(応募作品すべてを展示)

8. 審査日及び表彰式

審査：平成31年1月24日(木)(予定) 午後 3時より

表彰：平成31年2月11日(月・祝)(予定) 午前11時より

9. 課題

「狭山池と博物館をテーマに書き初めをしよう」

・参考課題

小学1年生以下	参考課題	下記を参考に狭山池や狭山池博物館をイメージしたもの				
小学2年生		・かわ	・つち	・いけ	・いね	
小学3年生		・川	・水	・土	・雨	
小学4年生		・池	・土手	・桜	・谷	
小学5年生		・堤	・行基	・水の利用	・池守	
小学6年生		・重源	・治水ダム	・狭山池	・開発	
中学1～3年生		・船大工	・土木技術	・取水塔	・西除川	・東除川
高校生・一般	課題	・敷葉工法	・土木遺産	・世界遺産	・木製梓工	・尺八樋
		狭山池や狭山池博物館をイメージしたもの				

中学生以下：毛筆用「半紙」を使用し、半紙の左端に「学年」と「名前」を書く。

高校生・一般：書き初め用紙(682mm×175mm以下)を使用し、用紙の左端に「名前」を書く。

10. 審査

審査は、大阪狭山書道協会会長、当博物館の館長又は副館長で行う。中学生以下の作品の中から、館長賞、特別賞、大阪狭山書道協会賞、優秀賞を選出し各副賞を進呈。高校生・一般の作品の中から、大阪狭山市長賞、大阪狭山書道協会賞、優秀賞を選出し、各副賞を進呈。審査結果は、受賞者のみに連絡する。

11. 作品返却

3月9日(土)～3月17日(日)博物館受付にて返却。郵送による返却はしない。

返却期間を過ぎた場合、作品は原則処分する。作品の取り扱いには、十分留意するが、もし不都合があっても責任を取りかねます。

12. 問い合わせ

大阪府立狭山池博物館

所在地/〒589-0007 大阪狭山市池尻中2丁目 電話/072-367-8891 FAX/072-367-8892

○協賛団体の選定理由

本事業は大阪狭山書道協会の協力を得て実施するものであり、同協会から推薦があり、昨年度も協賛を得た事業者に対し、本年度も依頼をする。